

令和8年3月26日

令和8年 第3回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和8年第3回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年3月26日（木曜日）午後2時00分～午後4時43分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

4番 新 庄 涼 子

5番 石 井 和 光

4. 欠席委員 3番 藤 宮 志津子

5. 説明職員

教 育 部 長	田 口 茂 夫	教育指導担当 部長兼教育 指導課長	石 田 玲 奈
教育総務課長	加 藤 泰 正	学校施設更新 等担当課長	長 瀬 正 人
指導担当課長	俵 宗次郎	青少年課長	内 野 峻 佑
生涯学習課長	廣 瀬 裕	中央図書館長	浴 靖 子

6. 書 記

庶 務 係 長	妹 尾 光 浩	主 事	濱 仲 あかね
---------	---------	-----	---------

○議事日程

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 教育長諸務報告 | |
| 第 3 | 第 2 号報告 | 事務の臨時代理の承認について |
| 第 4 | 第 3 号報告 | 事務の臨時代理の承認について |
| 第 5 | 第 4 号報告 | 令和 8 年度東大和市学校給食事業計画（案）について |
| 第 6 | 第 5 号報告 | 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について |
| 第 7 | 第 4 号議案 | 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について |
| 第 8 | 第 5 号議案 | 令和 8 年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について |
| 第 9 | 第 6 号議案 | 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について |
| 第 10 | 第 7 号議案 | 東大和市教育委員会教育長に委任した事務の一部変更（委任事務の取消し）に係る協議について |
| 第 11 | 第 8 号議案 | 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任
規程の一部を改正する訓令 |
| 第 12 | 第 9 号議案 | 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について |
| 第 13 | 第 10 号議案 | 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 14 | 第 11 号議案 | 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則 |
| 第 15 | 第 12 号議案 | 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 16 | 第 13 号議案 | 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱を廃止する要綱 |
| 第 17 | 第 14 号議案 | 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 18 | 第 15 号議案 | 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 |
| 第 19 | 第 16 号議案 | 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程 |
| 第 20 | 第 17 号議案 | 東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程 |
| 第 21 | 第 18 号議案 | 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令 |

第 2 2 第 1 9 号議案 第四次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱

第 2 3 その他報告事項 (1) 東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について

(2) 附属機関の委員の任命等について

(3) 地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定に係る委任の協議について

(4) 東大和市障害者活躍推進計画の案に対する意見の伺いに対する回答について

(5) 東大和市特定事業主行動計画（第 5 期）の素案に対する意見の伺いに対する回答について

(6) 東大和市学校給食センター給食費取扱要綱の一部改正について

(7) 東大和市学校給食保存食材料費負担金交付要綱の廃止について

(8) 令和 8 年度小・中学校入学式告辞について

(9) 令和 8 年度教育委員会訪問の日程について

(10) 東大和市立中学校拠点校方式による部活動実施要綱について

(11) 東大和市立公民館用紙援助基準の一部改正について

(12) 東大和市立図書館協議会からの答申について

◎開会の辞

○岡田教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和8年第3回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに、藤宮委員についてでございますが、本日はご欠席とのご連絡をいただいておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員をお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

資料をご覧ください。

2月6日金曜日、東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会に出席しました。

2月10日火曜日、東大和市児童・生徒表彰式に出席しました。今年度も多くの児童・生徒が善行の表彰や、また、スポーツ大会等で優秀な成績を収めたため教育委員会として表彰させていただきました。

同日、校長会の自主研修会閉講式に出席をいたしました。校長先生はじめ、今回副校長先生方や、主幹の先生方、これから管理職になろうとしている先生方が自主研修会に参加していただいております。この閉講式の際には私のほうから次期学習指導要領に向けて準備すべきことなどについてお話をさせていただきました。

2月12日木曜日、東京都市教育長会に出席しました。

同日、令和8年度予算概要説明会に出席しました。

2月13日金曜日、体育健康教育研究発表会に出席をしております。こちらは第六小学校で研究をしたものについての発表会です。

同日、教育委員会定例会に出席、また、令和8年度予算プレス発表に出席しました。

2月17日火曜日、副校長会に出席しました。第2回東大和市学校給食センター

運営委員会に出席しました。また、第五中学校生徒の市長表敬訪問に出席しました。こちらの第五中学校の生徒につきましては、令和7年度の全国中学生人権作文コンテスト、この東京都大会で特別優秀賞を受賞しておりまして、その関係で市長への表敬訪問ということで私も同席をいたしました。

2月19日木曜日、初任者研修閉講式に出席しました。今年度も初任者研修が終了しまして、石井委員にも出席をしていただいておりますが、多くの初任者がこの1年間の研修を通して随分立派になったなというような印象を持ちました。2年目以降、自分が頑張りたいことなども発表を通してこちらのほうに伝わってくる、そういう内容の発表でした。

2月20日金曜日から3月23日月曜日、令和8年第1回東大和市議会定例会に出席しました。

2月22日日曜日、東大和市民合唱団「第九を歌う会」第25回演奏会を観覧いたしました。

また、同日、東大和市スポーツ協会主催の「魅力ある指導者とは」というテーマでの講演会に出席をしました。こちらの講師は今部活の地域展開で、地域のクラブで行っていただいておりますアルティメットの指導者の方の講演ということで話を伺ってまいりました。

2月24日火曜日、教育の日東やまとに出席をしました。こちらはこの1年間研究を行いました学校の発表、途中からの参加でしたが、多くの方にオンラインでも視聴、また、会場にも参加していただき、研究の成果等を聞いていただき、次年度の教育に生かしていただく、そういう趣旨だと思いますが、非常に良い会だったと思います。

3月1日日曜日、東大和市スポーツ協会主催の第45回歩こう会に出席しました。

3月6日金曜日、校長会に出席をしました。

3月8日日曜日、第21回東大和市文化協会の祭典に出席しました。

それから、3月9日月曜日、第六小学校の野菜水彩画展示、こちらのほうはL I C O P A東大和のほうで展示をされていましたが、こちらを観覧しました。この野菜水彩画については、市内の農業の生産者の方の協力を得ながら、子どもたちが東大和の地場野菜を多くの方に知っていただきたい、食べてもらいたい、健康になってもらいたい、そのような願いで総合的な学習の時間の学習を通して子どもたち自身が考えた取組です。その一つで図工の時間に野菜の水彩画を描いた

と。それがL I C O P Aに展示されたというものでございます。

同日、東大和市青少年問題協議会に出席しました。こちらの青少年問題協議会においては善行表彰が行われまして、そちらでも多くの子どもたちが表彰されていました。

3月18日水曜日、第三中学校卒業式に出席しました。この日に市内の全5校の中学校が卒業式を迎え、どの学校もすばらしい卒業式が行われまして、義務教育9年間の集大成だったのかなというふうに感じたところでございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第2号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第2号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和7年度東大和市一般会計補正予算（第8号）であります。一般会計補正予算（第8号）は、令和8年第1回市議会定例会に第25号議案として提出され、2月24日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付することができず、令和8年2月13日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

お手元にご配付の補正予算事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお開きください。

初めに、歳入であります。

16款都支出金は1,050万9,000円の減額であります。2項都補助金は241万円の増額であります。8目教育費都補助金は468万9,000円の減額で、1節教育総務費補助金は、児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金の名称変更に伴う予算の組換え及び交付決定により、東京都発達障害児等巡回支援専門員整備事業補助金を計上するものであります。また、4節社会教育費補助金は468万9,000円の減額で、青少年課の放課後子ども教室推進事業費補助金で、天候不良や学校行事等による放課後子ども教室の中止により対象事業費が減となったことによるものであります。

以上のようにいたしまして、教育委員会各部署における歳入の補正予算額は468万9,000円の減額であります。

37ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費は2億9,939万円の減額であります。

39ページをお開きください。

2項児童福祉費は3億187万9,000円の減額であります。

41ページをお開きください。

7目学童保育所費は833万9,000円の減額であります。1の学童保育所運営費は510万円の減額であります。医療的ケア児の受入れが見込まれないことから委託料を減額するものであります。2の民間学童保育所運営補助事業費は323万9,000円の減であります。これまでの支払実績に基づき補助金を減額するものであります。

53ページをお開きください。

10款教育費は83万8,000円の減額であります。2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は304万8,000円の増、3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は356万1,000円の増であります。いずれも各学校施設の修繕料の増額であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、12の放課後子ども教室推進事業費は762万1,000円の減額であります。天候不良や学校行事等による放課後子ども教室の中止に伴い、放課後スタッフの報償費の減、また、携帯電話の更新について、機器代金を通信料に含めた契約としたことにより、需用費を減額するものであり

ます。

2目公民館費、4の蔵敷公民館事業費は17万4,000円の増であります。燃料費の高騰と使用料増による増額であります。

以上のようにいたしまして、教育委員会各部署における歳出の補正予算額は917万7,000円の減額であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

項目はそれほど多くはありませんが、分からないところなど大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第2号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 第3号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第4、第3号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第3号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度東大和市一般会計予算であります。一般会計予算は、令和8年第1回市議会定例会に第1号議案として提出され、3月23日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。

その結果、市議会に提出する前に教育委員会に付すことができず、令和8年2月13日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

教育部関係予算に係る令和８年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書につきまして、主な事項を中心に概要のご説明を申し上げます。

11ページをお開きください。

第３表、地方債であります。最下段の小学校体育館床改修事業は、限度額6,890万円であり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

52ページをお開きください。

ここからは、歳入予算につきまして前年度当初予算との増減比較によりご説明申し上げます。

15款国庫支出金は87億6,591万7,000円で、９億3,424万5,000円の増額であります。

２項国庫補助金は５億8,963万円で、6,602万2,000円の増額であります。

54ページをお開きください。

７目教育費国庫補助金は5,044万7,000円で、3,317万8,000円の減額であります。

２節小学校費補助金は830万7,000円で、472万2,000円の増額であります。これは第二小学校への自閉症・情緒障害特別支援学級設置に係る学校施設環境改善交付金補助金476万4,000円の皆増が主な要因であります。

58ページをお開きください。

16款都支出金は70億7,626万円で、1,931万5,000円の増額であります。

64ページをお開きください。

３項委託金は２億1,615万6,000円で、２億1,586万8,000円の減額であります。

66ページをお開きください。

６目教育費委託金、１節教育総務費委託金は1,714万1,000円で、361万6,000円の減額であります。主に中学校の部活動における外部指導者配置支援事業補助金の皆減によるものであります。

78ページをお開きください。

21款諸収入は３億9,114万9,000円で、4,607万8,000円の増額であります。

５項雑入は２億8,367万1,000円で、5,526万5,000円の増額であります。

１目１節雑入は２億8,286万5,000円で、5,528万2,000円の増額であります。

82ページをお開きください。

これは主に右側説明欄、教育総務課の下段、給食費の公会計化に伴う市立小・

中学校職員等給食費徴収金の皆増などによるものであります。

92ページをお開きください。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。説明に当たりましては、新規事業や前年度と比較して増減額が大きい事業を中心にご説明いたします。

2 款総務費は40億2,987万6,000円で、4 億7,094万7,000円の減額であります。

1 項総務管理費は31億5,925万4,000円で、2 億8,436万9,000円の減額であります。

116ページをお開きください。

11目文化振興費、1 の市民会館運営費は1 億3,257万円で、1,623万5,000円の増額であります。記載は119ページとなりますが、主に市民会館における二酸化炭素消火器設備貯蔵容器更新工事費や大ホール舞台用マニラロープ取替工事費の計上によるものであります。

152ページをお開きください。

3 款民生費は226億1,911万5,000円で、18億1,238万5,000円の増額であります。

176ページをお開きください。

2 項児童福祉費は95億8,564万2,000円で、4 億8,117万1,000円の増額であります。

204ページをお開きください。

7 目学童保育所費、1 の学童保育所運営費は3 億2,516万5,000円で、4,597万7,000円の増額であります。主に学童保育所運営委託料の増額によるものであります。

278ページをお開きください。

10款教育費は41億5,473万3,000円で、6,406万5,000円の減額であります。

1 項教育総務費は13億404万円で、6,236万2,000円の増額であります。

280ページをお開きください。

3 目教育指導費は9 億2,149万6,000円で、2,367万4,000円の増額であります。

290ページをお開きください。

12の国際理解教育推進事業費は6,934万3,000円で、991万6,000円の増額であります。主に小学校英語指導助手派遣委託料及びオンライン英会話レッスン委託料の増額であります。

294ページをお開きください。

15の学力・授業力向上推進事業費は1億8,349万7,000円で、944万4,000円の増額であります。教育データを利活用した授業改善ソフトの使用料及び人権尊重教育推進校事業補助金の計上等であります。

続いて、2項小学校費は5億4,622万9,000円で、1億2,171万3,000円の減額であります。

1目学校管理費は4億173万2,000円で、8,569万2,000円の減額であります。

298ページをお開きください。

2の小学校環境整備事業費は1億5,894万9,000円で、8,023万1,000円の減額であります。小学校敷地測量委託料及び耐力度調査委託料及び第四小学校と第八小学校の体育館の床改修工事費等を計上するものですが、小学校照明設備更新工事費の皆減により、事業費としては減額となっております。

続いて、3目特別支援学級費は5,303万円で、1,971万3,000円の増額であります。

1の小学校特別支援学級事業費は4,932万9,000円で、1,957万8,000円の増額であります。第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置するための準備経費の計上によるものであります。

304ページをお開きください。

3項中学校費は3億3,244万9,000円で、9,405万5,000円の減額であります。

1目学校管理費は2億2,291万8,000円で、9,696万4,000円の減額であります。

306ページをお開きください。

2の中学校環境整備事業費は6,618万円で、9,631万2,000円の減額であります。中学校敷地測量委託料や耐力度調査委託料等を計上するものですが、中学校照明設備更新工事費の皆減により、事業としては減額になるものであります。

310ページをお開きください。

4項社会教育費は6億3,225万1,000円で、7,984万4,000円の減額であります。

326ページをお開きください。

3目図書館費は1億7,305万円で、8,176万5,000円の減額であります。

1の中央図書館管理費は1億3,813万8,000円で、8,182万円の減額であります。主に中央図書館空調及び照明設備等更新工事費の皆減によるものであります。

332ページをお開きください。

5 項保健体育費は11億1,322万1,000円で、1 億2,961万5,000円の増額であります。

336ページをお開きください。

3 目学校給食費は8 億7,566万6,000円で、1 億1,039万円の増額であります。

2 の学校給食センター運営費は8 億4,889万4,000円で、1 億794万3,000円の増額であります。学校給食センター調理場内厨房機器の修繕等に係る経費を計上するとともに、私費会計であった学校給食会計を給食費無償化の実施に伴い、令和8年度から公会計に変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

たくさんあったので、一度にどうですかと言われてもなかなか分からないところが分からないというところもあるかもしれませんが、新たに例えば今最後のほうに出ました給食の公会計化とか、こちらは割と大きな話かなと思っていますけれども、特段そちらのほうも今まで別の会計、市の歳入歳出とかそういうのではなくて別にやっていたところの透明化を図るために公会計化ということで、市の予算の中でこういったくくりをすると、簡単に言うとそういう話なのかなと思っていますが、そういうことでの歳入歳出を組んでいるというところです。

そのほか必要な予算を組んだというところですが、ここはどうでしょうかというようなことであれば。

このようなことで、事務の臨時代理ということでやらせていただきましたが、もし何かこの後分からないことがございましたら何なりと質問していただけるとありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑のほうは終了とさせていただきます。

お諮りいたします。

第3号報告、事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第5 第4号報告 令和8年度東大和市学校給食事業計画（案）
について**

○岡田教育長 日程第5、第4号報告 令和8年度東大和市学校給食事業計画（案）について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第4号報告、令和8年度東大和市学校給食事業計画（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

このたび令和8年2月17日付で東大和市学校給食センター運営委員会から答申がありましたことから、答申内容を踏まえ、令和8年度の学校給食事業計画（案）のご承認を求めるものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

答申の内容につきましては、「令和8年2月17日付大教教発第111号により、貴委員会から諮問のあった標記の件について、令和8年2月17日に令和7年度第2回東大和市学校給食センター運営委員会を開催し審議した結果に基づき、諮問内容のとおりとする旨、答申いたします。」との内容であります。

この答申を受け、令和8年第1回東大和市教育委員会においてご審議いただきました諮問内容のとおり、令和8年度の学校給食事業計画（案）としております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

特によろしいですか。

何か大きく変わったところを説明されますか。来年度。特によろしいですか。

では、こちらはよろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第4号報告、令和8年度東大和市学校給食事業計画（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第6 第5号報告 小学校における自閉症・情緒障害特別支援
学級の開設について

○岡田教育長 日程第6、第5号報告 小学校における自閉症・情緒障害特別支援
学級の開設について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第5号報告、
小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設についてにつきまして、提
案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級については、これまで教育現場
から開設に係る要望や東大和市議会において設置の陳情が採択されておりました。

自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に当たり、教育委員会では令和7年度か
ら庁内関係部署を交えた検討のほか、会議体において教員及び有識者と検討を重
ね、開設準備を進めてまいりました。

このたび、令和8年第1回東大和市議会において自閉症・情緒障害特別支援学
級の開設に係る予算計上された令和8年度一般会計予算が可決されております。
また、現在の進捗状況等について報告するものであります。

配付資料については、3月17日付で市内小・中学校長宛に通知した資料になり
ます。

内容といたしましては、全ての市内小・中学校の保護者の方に配布いただくこ
とを予定した資料であり、自閉症・情緒障害特別支援学級の入級基準や転学に係
るスケジュール、保護者向けの説明会等についてお示ししているものであります。

市内小・中学校において、新しい特別支援学級の開設が予定していることは全
ての保護者の方にご理解いただく必要があることから、学校長を通して、3月下
旬から4月上旬にかけて適切な時期に保護者への資料配布をお願いしております。

説明については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも特段大丈夫ですか。ご報告ですけれども、予定どおり進んでいるとい

うところでございますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号報告、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設について、
本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第7 第4号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機
関職員の任免について

○岡田教育長 日程第7、第4号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機
関職員の任免については人事案件であることから、会議を非公開としたいと思
いますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○岡田教育長 賛成者全員。よって、会議は非公開といたします。

さらに、本案の会議録及び会議資料の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましても非公開としたいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(一部執行部退場)

(この間非公開)

○岡田教育長 ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(一部執行部入場)

◎日程第8 第5号議案 令和8年度東大和市教育委員会の主要施策
(案)について

○岡田教育長 日程第8、第5号議案 令和8年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第5号議案 令和8年度東大和市教育委員会の主要施策（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度に東大和市教育委員会が取り組む各施策を取りまとめたものであり、東大和市教育に関する大綱に記載されております基本目標及び施策の方向に沿って策定したものであります。

それでは、内容につきまして、令和8年度特に重点的に取り組む重要施策についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

初めに、1点目の学力向上や外国語教育の充実、体験活動の実施についてであります。令和7年度に更新した1人1台端末を効果的に活用して、児童・生徒の確かな学力の育成を図ってまいります。

また、外国語教育の充実につきましては、中学生のオンライン英会話学習や小学校第5年生の東京グローバルゲートウェイグリーンズプリングスでの英会話学習を引き続き実施してまいります。

また、集団活動を通して互いを思いやり、協力し合うなどのより良い人間関係を形成しようとする姿勢の育成に向け、群馬県の赤城における移動教室を引き続き実施いたします。

次に、2点目の特別支援教育の推進につきましては、第四次東大和市特別支援教育推進計画（令和9年度から令和13年度）を策定するとともに、令和8年度からの新たな取組として、小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の令和9年度の開設に向けた準備を進めてまいります。

次に、3点目の学校給食費無償化や公会計化の実施、食育の充実等についてであります。学校給食費の無償化につきましては、引き続き国や東京都と連携して継続していくとともに、これまで私費会計で行っていた給食に係る会計事務の公会計化を実施いたします。

また、学校給食センターが稼働して10年を経過することから、調理場内厨房機器の修繕を行うなど、計画的に修繕等を実施してまいります。

食育の充実につきましては、新たな取組として多くの方々に食育に対する理解を深めていただくための講演会を実施するとともに、5人以上のグループで参加可能な見学試食会や個人単位で参加可能な見学試食会を引き続き実施してまいります。

次に、4点目の学校施設の整備につきましては、令和8年度は第四小学校と第八小学校の体育館床改修工事を実施するとともに、学校再配置の事前準備として、対象となる学校のアスベスト調査、地歴調査、測量及び耐力度調査を実施いたします。

次に、5点目の生涯学習の推進につきましては、生涯学習の基本的な方向性を示すため、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とした生涯学習に関する指針を策定いたします。

なお、次ページ以降、東大和市教育に関する大綱に併せ各施策の詳細を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**岡田教育長** 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

新庄委員、お願いします。

○**新庄委員** 学校施設の整備のところで対象となる学校のアスベスト調査とありますが、アスベストが使われたかもしれないという事実があるということでしょうか、調査をするということは。

○**岡田教育長** 長瀬学校施設更新等担当課長、お願いします。

○**長瀬学校施設更新等担当課長** アスベストの含有調査の関係ですけれども、調査する学校については、第七小学校はもう既に実施していますので、それ以外の14校、こちらを実施するという予定でございます。

こちらについては、建築物の解体や改修工事、これを行う前には必ず調査をしなければいけないというようなものなので、実際あった場合、それに適した施工方法等を設計していくというようなことになりますので、まず現状を把握するといったような意味合いになります。

○**岡田教育長** ほかにございますか。

先ほどの令和8年度の予算と絡んでいるところと結構大きいかと思うんですけれども、一応8年度はここを中心というところで、後ほど後のページには細かい

ところが載っていたりもしますが、特によろしいですか。

後で文言というんですか、さっき第5年生と言っていましたけれども、第5学年へ修正をよろしくお願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第5号議案 令和8年度東大和市教育委員会の主要施策（案）について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第9 第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

○岡田教育長 日程第9、第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。資料は協議書の写しであります。

市長の権限に属する事務については、地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和8年3月10日付で市長から教育委員会へ補助執行の協議がありました。

1の補助執行させる東大和市長の権限に属する事務は、東大和市契約事務規則第59条の規定による契約担当課長への契約締結の請求を必要とする事案に係る支出負担行為伺票の作成及び決定についてであります。

2の補助執行させる職員は、東大和市教育委員会に属する職員であります。

3の補助執行させる経緯及び理由は、令和8年4月から新しい財務会計システムを導入することに伴い、市の運用に沿うようシステムの仕様を変更するのではなく、導入するシステムの仕様に合わせて市の運用を変えるという方針の下、当該支出負担行為伺票の作成は、請求を行った主管課で作成することとしたためで

あります。

4の事務の専決についてであります。所管職員の専決については、東大和市事務決裁規程に準ずるものとするものであり、ここで規定を追加するものであります。

5の実施予定日は、令和8年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第10 第7号議案 東大和市教育局教育長に委任した事務の一部変更（委任事務の取消し）に係る協議について

○岡田教育長 日程第10、第7号議案 東大和市教育局教育長に委任した事務の一部変更（委任事務の取消し）に係る協議について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第7号議案 東大和市教育局教育長に委任した事務の一部変更（委任事務の取消し）に係る協議についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。資料は協議書の写しであります。

市長の権限に属する事務については、地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和8年3月18日付で市長から教育委員会へ事務委任の取消しの協議がありました。

1 の変更する委任事務は、東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則別表第 1、教育員会教育長に委任した事務の一部についてであります。

2 の変更内容（経緯及び詳細）は、通信費に係る支出負担行為及び支出命令の作成は現在教育委員会に委任している事務であるが、令和 8 年 4 月以降の通信費の一部に係る支出負担行為及び支出命令は総務課において一括起票を行うため、各課における伝票作成が不要となることから、委任事務の取消しについて協議するものであります。

3 の東大和市市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則における変更箇所については、同規則別表第一の「公共料金」を「公共料金等」と改めるものであります。

4 の参考として事務変更により削減される伝票数についてであります。別紙のとおりであります。

5 の実施予定日は、令和 8 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも特段よろしかったですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第 7 号議案 東大和市教育委員会教育長に委任した事務の一部変更（委任事務の取消し）に係る協議について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第 11 第 8 号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令

○岡田教育長 日程第 11、第 8 号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○**田口教育部長** ただいま議題となりました第8号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、学校教育法等の改正により、令和8年4月1日から学校に置くことができる職として新たに主務教諭の職が設置されることに伴い、東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長または副校長に委任するに当たり、本規程の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条は学校長への委任事項の規定であります。同条第1項中「指導教諭」の次に「主務教諭」を加えるものであります。

次に、4ページをご覧ください。

最後に附則であります。施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**岡田教育長** 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

新庄委員、お願いします。

○**新庄委員** 主務教諭という言葉は初めて伺ったんですけれども、具体的にどのような内容の役職なののでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○**岡田教育長** 田口教育部長。

○**田口教育部長** 後ほど第14号議案でその詳細なところは規定をさせていただきます。これは国の改定によりまして、この主務教諭を新たに置くという規定になった関係で、今回このような内容になっておりますが、具体的な内容は後ほどの14号議案の中でご説明できればというふうに思っております。

以上でございます。

○**岡田教育長** では、後ほどということをお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第8号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第12 第9号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について

○岡田教育長 日程第12、第9号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第9号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。資料は協議書の写しであります。

市長の権限に属する事務については、地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和8年3月18日付で市長から教育委員会へ事務委任の協議がありました。

1の委任する東大和市長の権限に属する事務は、給食費の徴収及び還付に関することであります。

2の委任機関は東大和市教育委員会であります。

3の委任する背景及び理由は、令和8年4月1日から学校給食費を公会計化することに伴い、同日付で学校給食費は学校給食センターの私費から市の公金として取扱いを変更するものであります。

市の公金管理については市長の権限となりますが、学校給食費の徴収及び還付に関する事務につきましては、公金化された後も事務の効率の観点から、これまで同様、学校給食センターで行うこととすることから、給食費の徴収及び還付に関することを市長から教育委員会へ委任事務とすることについて協議するものであります。

4の事務の専決についてであります。所管職員の専決については、東大和市

事務決裁規程に準じるものとするものであります。

5の実施予定日は、令和8年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらの給食の公会計化に伴って、市長が教育委員会に事務委任をお願いしますということだと思います。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第9号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第13 第10号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第13、第10号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第10号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の2ページ及び3ページをご覧ください。

初めに、第4条は給食費の日割り算定の規定であります。文言の繰り返しを避けるため、第4条第1号中「教職員及び給食センターに勤務する職員」の次に

「（以下「教職員等」という。）」を加え、同条第6号中「教職員及び給食センターに勤務する職員で、」を「教職員等で」に改めるものであります。

次に、4ページをご覧ください。

第6条は給食費の納入の規定であります。公会計化に伴い、歳入手続については東大和市会計事務規則に基づくことから第6条第2項及び第3項を削除し、同条第4項中「前2項の規定による」を削り、同項を同条第2項とするものであります。

また、教職員等の給食の提供を明確にするため、新たに第6条の2として「給食の提供の申込み」の規定を追加するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

第8条は給食費の精算の規定であります。「校長及び教育総務課長」を「教育委員会」に改めるものであります。

次に、6ページをご覧ください。

最後に附則であります。第1項は施行日を令和8年4月1日とするものであります。第2項は、給食の提供の申込みの規定は施行日以後に適用するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも公会計化に伴って変わるところです。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第10号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第14 第11号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第14、第11号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部

を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第11号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ及び2ページをご覧ください。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

次に、3ページをご覧ください。

最後に附則であります、施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも同様ですかね。学校給食の会計予算に関することというのが給食センターの処務ではないということだと思いますけれども、それがなくなったことによってずれていくということです。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第11号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第15、第12号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第12号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の3ページ及び4ページをご覧ください。

第4条は教育長の専決の規定であります。同条第1項第9号を第10号とし、第7号と第8号を1号ずつ繰り下げ、第7号として新たに「学校給食費の徴収等に関する事」を追加し、同条第2項中「同項第9号」を「同項第10号」に改めるものであります。

次に、5ページをご覧ください。

最後に附則であります。施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらよろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第12号議案 東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 1 6 第 1 3 号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱を廃止する要綱

○岡田教育長 日程第16、第13号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱を廃止する要綱、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第13号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱を廃止する要綱につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和8年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴い、要綱の廃止を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

附則であります、第1項は施行日を令和8年4月1日とするものであります。

第2項は、令和7年度の会計監査については、なおその効力を有するものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

監査というのはこれからでしたか。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 給食の令和7年度の監査につきましては、令和8年4月、5月をもって出納整理期間が終わりますので、令和8年5月以降、実際には6月以降に監査を行うことになります。

以上でございます。

○岡田教育長 ということで残っているということですかね。

○加藤教育総務課長 そうです。要綱としては廃止いたしますけれども、令和7年度分の監査を行う際は従前どおり行いますというものの規定をしたということで

ございます。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第13号議案 東大和市学校給食センター給食費に関する監査事務要綱を廃止する要綱、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第 17 第 14 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○岡田教育長 日程第17、第14号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第14号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公立の学校教育法等の改正に伴い、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整等を行う主務教諭の職が新設されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして議案資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第7条の4は主務教諭等の規定で、本改正に伴い次のように改正するものであります。

第1項は、主務教諭の設置について、学校に主務教諭を置くことができることを規定するものであります。

第2項は、主務教諭の役割について、児童または生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うことを規定するものであります。

第3項は、主務教諭の職名について、主任教諭とすることを規定するものであります。

第4項は、児童または生徒の養護等をつかさどる主務教諭の設置について規定するものであります。

第5項は、第4項で定めた主務教諭の職名を主任養護教諭とすることを規定するものであります。

第6項は、児童または生徒の栄養の指導及び管理等をつかさどる主務教諭の設置について規定するものであります。

第7項は、第6項で定めた主務教諭の職名を主任栄養教諭とすることを規定するものであります。

最後に附則であります、施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

確認ですけれども、基本的に東京都の場合は、内容的には主任教諭ということで変わりがないという捉えでよろしいですか。要するに名称は主務教諭というふうに国のほうでは変わるけれども、東京都は主任教諭として置いているので、やるべき職務としたら特に変わりはなく、主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭ということで特段やることは変わらないという理解でよろしいですか。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 これまでどおり主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭の役割と変わらないものというふうに捉えております。

以上でございます。

○岡田教育長 ありがとうございます。

新庄委員、よろしかったですか、先ほどの質問。もし何かありましたら。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員 確認ですけれども、学校は校長先生がいて、副校長先生がいて、主幹教諭という方がいて、その次に今度は主任教諭になるんですか、呼び方としては。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 呼び方としては、主任教諭とこれまでと変わらずということになります。

以上でございます。

○岩田委員 主務教諭という呼び名の方はいらっしゃらないということですか。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 東京都ではそのような主務教諭という呼び名では、そういう方はいらっしゃらないということになります。

以上です。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡田教育長 恐らく主任教諭というのは東京都独自といえば独自なんですかね。

それを法律の中で主務教諭ということを置くということが決まって、東京都教育委員会では主務教諭というのは主任教諭とするということにしたということだと思います。

田口教育部長。

○田口教育部長 今、教育長のお話にありましたとおり、法令的には、要するに法という位置づけの中では主務教諭、東京都においては今までも従前に主任教諭という位置づけを取っていたので、その主任教諭を法令が後から出てきたので、それに当て込むという形になっていますので、東京都においては先ほど石田部長からお話がありましたとおり主任教諭のままとなります。例えば他府県に行ったときには主務教諭という位置づけの先生の呼び名がある可能性はあるということでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 石井委員。

○石井委員 主任教諭というのが今まで東京都しか置いていなかったということですね。基本的には先行していたということと捉えていいですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 他の府県までは分かりかねますけれども、東京都は従前からそういう位置づけで主任教諭というものを置いておりました。それが例えば今回法律改正によって、要するに主務教諭というもののランクを1つつけようということが国のほうで定まってきたので、それを東京都は今まであった主任教諭をそのまま当て込むという形になります。他の例えば神奈川ですとか埼玉に主任教諭と

いう位置づけがあったかどうかまでは分かりかねますけれども、取りあえず東京都は先行していたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○岡田教育長 結構自治体によって違いますよね。東京都は副校長と言っていますが、けれども、ほかの自治体では副校長がなかったり、今までどおり教頭だったりとかということもありますし、自治体によって違うということがありますけれども、法令によって今度この主務教諭というのを置くということができたということによって、東京都がそこに今までの主任教諭を当て込みますということだということですね。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

どうぞ、石井委員。

○石井委員 主幹教諭というのは全国的なものなんですか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 すみません、主幹教諭が全国的に言うかについては、情報を持ち得ておりませんので、調べます。

以上です。

○岡田教育長 すみません、後ほどよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○石井委員 ということは、国が言う主務教諭というのは、もしかしたら東京都という主幹教諭の可能性もあるということですか。そのぐらいのことを考えている。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 東京都においては主幹教諭、主任教諭という今までの位置づけがありましたけれども、今回の法改正によって定められた主務教諭につきましては、主任職層のところを当て込むというふうな形で、東京都においてもそういう規程改正をしておりますから、基本的には主幹が主務になるということの条件にはなっていないと。ですから、先ほど議案の中で説明したとおり、法的に言う主務教諭については、東京都については主任教諭が当たるというふうな位置づけにするということの規定でございます。

以上でございます。

○岡田教育長 先ほどの主幹教諭につきましては、学校教育法において、校長、副校長または教頭を補佐する職として置かれているようです。なので、全国的なも

のではないかなと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第14号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、
本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第 1 8 第 1 5 号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する
義務の免除に関する事務取扱規則の一
部を改正する規則

◎日程第 1 9 第 1 6 号議案 東大和市立学校職員出退勤簿整理規程
の一部を改正する規程

◎日程第 2 0 第 1 7 号議案 東大和市立学校職員服務規程の一部を
改正する規程

◎日程第 2 1 第 1 8 号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を
改正する訓令

○岡田教育長 日程第18、第15号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務
の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則、日程第19、第16号議案 東
大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程、日程第20、第17号議案
東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程、日程第21、第18号議案 東
大和市立学校事務決定規程の一部を改正する訓令、以上4件は関連がありますの
で、一括して議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第15号から第
18号の議案につきましては、東大和市立学校に勤務する教職員に対して出退勤等
管理システムを導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、第15号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関

する事務取扱規則の一部を改正する規則につきまして、内容のご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条は申請手続の規定であります。第1項において、職務に専念する義務の免除の承認を受ける場合、出退勤等管理システムにより申請し、この方法により難いと認められる場合は休暇・職免等処理簿により申請することを新たに規定するものであります。また、休暇・職免等処理簿の様式を規則外で定めることとするため、第1号様式の文言を削るものであります。

2ページをご覧ください。

第2項につきましても、第1項同様、これまで規則において様式を定めていた職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿を規則外で定めることとするため、第2号様式の文言を削除するものであります。

次に附則であります。施行日を令和8年4月1日とするものであります。

続きまして、第16号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程についてですが、出退勤等管理システムを導入することに伴い、出勤簿に加えて出勤記録による出退勤管理について新たに規定し、また、生理休暇の名称変更及び傷病欠勤の廃止に伴う所要の改正を行うものであります。

それでは、内容のご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

出退勤システムの導入に伴いまして、出勤記録で出退勤を管理していくに当たり、規程名の「出勤簿」を「出勤記録及び出勤簿」に改めるものであります。

第1条は趣旨の規定であります。出勤記録を新たに追加するものであります。

次に、第2条の表題を「出勤記録等整理者」に改め、「出勤簿」を「出勤記録等」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第4条の表題を「出勤簿の整理」に改めるとともに、第5条に改め、第4条を「出勤記録の整理」として、出勤記録の点検及び出勤等の表示がないものについて、別表に定める区分に従い相当の表示をしなければならないことを新たに規定するものであります。

次に、別表につきましては、本規程の改正に伴い、第4条、第5条関係に改めるものであります。

6 ページをご覧ください。

別表（21）生理休暇を健康管理休暇に改めるとともに、「生休」を「健休」に改めるものであります。

8 ページをご覧ください。

（47）傷病欠勤の項目を削除し、同別表（48）を（47）に、（49）を（48）に繰り上げるものであります。

4 ページにお戻りください。

次に附則についてであります。施行日を令和8年4月1日とするものであります。

続きまして、第17号議案 東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程についてであります。出退勤等管理システムを導入することに伴い、出退勤の記録や休暇等の取得について所要の改正を行うものであります。

それでは、内容のご説明を申し上げます。

新旧対照表の1 ページをご覧ください。

第6条の表題を「出勤記録及び出勤簿」に改め、学校職員が出勤及び退勤をする場合に出勤等管理システムにより記録を行い、この方法により難いと認められる場合は出勤簿に押印することに改めるものであります。

第7条は年次休暇等の請求等の規定であります。年次有給休暇等を取得する場合に出勤等管理システムにより請求し、この方法により難いと認められる場合は休暇・職免等処理簿により行うことに改めるものであります。

2 ページをご覧ください。

第7条第2号であります。東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の制定番号を追加するものであります。

第9条は出張の規定であります。文言の整理を行うものであります。

第12条は事故欠勤の届の規定であります。出勤等管理システムにより届け出ること及び出勤等管理システムにより行うことが困難であると認められる場合は、休暇・職免等処理簿により届け出ることにより改めるものであります。

3 ページをご覧ください。

第12条の2は私事欠勤等の届の規定であります。出勤システムにより届け出ることにより改正し、また、第2項を第3項に改め、「前項」を「前2項」に改めるとともに、新たに第2項として出勤等管理システムにより行うことが困難

であると認められる場合に関する規定を追加するものであります。

第18条は委任の規定であります、「必要な事項」を「必要な様式その他の事項」に改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

附則についてであります、施行日を令和8年4月1日とするものであります。

続きまして、第18号議案 東大和市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令についてであります、出退勤等管理システムを導入することに伴い、事案の決裁方式について所要の改正を行うものであります。

それでは、内容のご説明を申し上げます。

新旧対照表の1 ページをご覧ください。

第4条は事案の決裁方式であります、出退勤等管理システムにより起案する事案については、決裁責任者が出退勤等管理システムに決裁をした旨を電子的に表示し、記録する方式により行うことを規定するものであります。

2 ページをご覧ください。

最後に附則であります、施行日を令和8年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

多分イメージがつかないのではないかなと思いますが、石井委員はイメージがつくかと思うんですけれども。

どうぞ、石井委員。

○石井委員 当面の間は出勤簿や休暇・職免等処理簿もあるということですね。

それをやむを得ない場合は使うということですね。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 4月からはシステムを活用して出退勤管理をしていく予定であります。出勤簿を用意して押印する場合についてであるんですが、その想定としては、災害時等で出退勤システムが作動しなくなったときを想定しております。基本的にはシステムで行っていくということを予定しています。

以上です。

○岡田教育長 ほか、いかがですか。

新庄委員。

○新庄委員 簡単に言うと、出勤の状態をデジタル化するという事でよろしいですか。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 委員のおっしゃるとおり、デジタル化するという事でございます。

以上です。

○岡田教育長 ほかにございますか。

岩田委員。

○岩田委員 質問ではありませんが、決裁をするときは押印するという文言が随分出てきているんですけども、まだそういう決裁は印鑑を押していらっしゃるんですね。

○岡田教育長 石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 現在はまだ判こを使って決裁しております。

以上です。

○岡田教育長 ほか、いかがですか。

校長先生がお休みしますというと、決裁権者は私、教育長なんですけれども、その判こを私が押していますと、そういうまだ判この決裁をずっと今まではして、それを4月からは例えば校長先生が年次休暇を届出するという事になれば、学校のほうから電子データが飛んできて、私のほうがそれを承認する、それがまた戻るというような形になるということで、交換便等で休暇・職免処理簿等のやり取りがないという状態になるということになります。

どうぞ、新庄委員。

○新庄委員 ということは、今まではこの書類を持ってどなたかが教育長のところにいらっしゃって、それで押して、また持って帰るということがあったということですか。

○岡田教育長 田口教育部長。

○田口教育部長 現時点で学校と市役所の交換便というのが週2回、交換便というか車で市内を回って各学校に寄って、その書類を持ってきて、要するに市役所の中にボックスがありまして、そこに入れていく。ですから、例えば学校から学校

へ書類を送りたいときも市役所がハブになって、要するに市役所を経由してそこに行く。場合によっては学校の職員が直接行くこともあるとは思いますが、そういうルートをつくっているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○新庄委員 意外とアナログなんですね、まだ。そこはびっくりしました。

○岡田教育長 そうですね。

1つだけごめんなさい。私、確認なんですが、先生方が異動して他の自治体に行ったときに、これまで異動すると出勤簿とか休暇・職免処理簿等はコピーなりをつけて異動の事務の事務として送ったりするのですけれども、もうそれは電子的な記録で、それをプリントアウトしたもので出すとか、異動の事務等に煩雑さというのは、これはないという状況だという認識で大丈夫でしょうか。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 想定としては出勤簿等必要な書類を紙で印刷して持っていくというような形になるかと思いますが、転出先、教員の転入先の地区のシステムの導入状況によっても今後変わってくるかなと思いますので、そのあたりは東京都の他地区等との情報共有をしながら、情報交換しながら適切に進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○岡田教育長 ありがとうございます。

今後、東京都でも統一を図ろうなんていうような、そんな話も聞いたりもするので、また変わってくる状況はあるかと思うんですが、東大和市だけの話だと、今後異動する先生とかも困惑してしまうといけなかなというふうに思いますが、これからどんどんまた変わってくるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第15号議案 東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第16号議案 東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第17号議案 東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

引き続きお諮りいたします。

第18号議案 東大和市立学校事務決定規程の一部を改正する訓令、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

**◎日程第22 第19号議案 第四次東大和市特別支援教育推進計画
策定懇談会設置要綱**

○岡田教育長 日程第22、第19号議案 第四次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

石田教育指導担当部長。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 ただいま議題となりました第19号議案第四次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

市では、これまで特別支援教育を推進するために、平成26年12月に東大和市特別支援教育推進計画を、平成29年3月に第二次東大和市特別支援教育推進計画を、令和4年3月に第三次東大和市特別支援教育推進計画を策定し、本計画に基づき体制整備と施策の展開を図っております。

第三次東大和市特別支援教育推進計画の計画期間が令和8年度末で終了するこ

とから、次期計画を令和8年度中に検討するための組織を設置するための要綱につきましてご審議いただくものであります。

それでは、設置要綱の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、検討組織として懇談会の設置について規定したものであります。

第2条は、懇談会の所掌事務について規定したものであり、懇談会は特別支援教育の基本方針、また特別支援教育推進計画の策定に必要な事項をまとめ、教育長に報告することとしたものであります。

第3条は、懇談会の構成等を規定したものであります。学識経験者、小・中学校の学校長及び特別支援学級の教職員、教育相談員に加え、公募による市民を3人以内等とし、専門性と市民からの意見を反映するための組織としております。

第4条は、意見等の聴取を規定したもので、懇談会では、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取できることとしております。

第5条は、懇談会の事務局を規定したものであります。

第6条は、設置期間の規定で、第2条の所掌事務が終了するまでとしております。

第7条は、委任の規定で、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定めるとしております。

最後に附則であります、第1項として施行日を令和8年4月1日とするものであります。

第2項として、本要綱は第6条に掲げる設置期間の満了をもって、その効力を失うものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

委員の中の第3条の(4)の教育指導課長は、教育指導課長でよろしいでしょうか。

○石田教育指導担当部長兼教育指導課長 はい。係と確認をして、教育指導課長でよいです。

○岡田教育長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

これから東大和市の特別支援教育の推進に当たっても、さらに小学校における情緒固定学級ができたり、さらにこれからの教育部支援教育の在り方を策定、検討していくに当たって懇談会を設けるというようなこともありますので、計画を策定するための懇談会ということですので、かなりいろいろな意見を聞きながらやっていかなければいけないかなというふうに思っています。

すごく先の話かもしれませんが、公共施設の再配置計画とももしかすると絡んできたりすることもあるのかなというふうに考えるところです。ぜひ充実した懇談会ができるといいかなというふうに思っているところです。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第19号議案 第四次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第23 その他報告事項

○岡田教育長 日程第23、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 東大和市教育委員会が所管する単年度要綱について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告(1) 東大和市教育委員会が所管する単年度要綱についてご説明を申し上げます。

資料をご覧ください。

この単年度要綱につきましては、その年度の予算と事業内容に基づいて作成する1年限りの運営基準と捉えていただければと思います。これらの各要綱につきまして主な改正といたしましては、令和7年度と記載されている箇所を令和8年度に年度を改めるものでございます。また、一覧のうち年度以外に変更があるもの、また、新規制定のものにつきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、項番の2、令和8年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱、こ

ちらにつきましては、これまで私費会計で行ってありました給食に係る会計事務を公会計化することに伴いまして、私費会計への助成金としての交付が必要なくなりますことから、要綱の件名を令和８年度東大和市学校給食費負担軽減助成金交付要綱から記載の件名に変更するとともに、必要な規定の追加等を行うものでございます。

続きまして、項番の８、令和８年度東大和市立中学校部活動指導員設置要綱及び項番９、令和８年度エデュケーション・アシスタント配置事業実施要綱、こちらにつきましては東京都の補助要綱におきまして、今まで部活動指導員についての任用期間が５年間と規定されておりましたが、このたび改正により任用期間の規定が削除されたため、こちらも同様に削除するものであります。

続きまして、項番の14、令和８年度東大和市立中学校拠点校による部活動指導員配置要綱、こちらにつきましては、拠点校方式による部活動を実施するに当たり、拠点校指導員の配置を行う予定でありますけれども、指導員への指導の依頼の手續や指導員への謝金等について定めるものであります。

続いて項番の15、令和８年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱、こちらにつきましては最低賃金の上昇に伴いまして民間学童クラブの非常勤職員の人件費に対する補助額、また、加配職員配置の加算額及び延長保育実施の加算額の変更を行うものであります。

最後に項番の17、令和８年度東大和市社会教育関係団体連合体補助金交付要綱、こちらにつきましては、補助金の交付の対象となる社会教育団体、社会教育関係団体連合体が１団体解散したことから、補助総額を変更するものであります。また、様式の年号等の文言についても同時に修正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

詳細はちょっとここにはないかと思うので、よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（２）附属機関の委員の任命等について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告事項（２）附属機関の委員の任命等についてご説明申し上げます。

本件は法令または条例に基づく附属機関の委員、例えば学校医ですとか学校運営協議会委員、社会教育委員などの任命等に関しまして、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第４条の規定によりまして、令和８年第１回教育委員会定例会以降に教育長による専決を行ったことからご報告するものでございます。

なお、委員の指名、それから、解任の年月日及び新たな任命期間等につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらもよろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（３）地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定に係る委任の協議について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告事項（３）地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定に係る委任の協議についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法の一部改正により、令和８年４月１日からサイバーセキュリティを確保するための方針を各執行機関が定め、必要な措置を講じることとされたことに伴い、方針の策定等について市長部局へ委任するため、地方自治法第１８０条の７の規定に基づく協議を令和８年３月２日付で行ったことをご報告するものであります。

市長部局及び教育委員会において必要となる情報セキュリティの基本的な対策がおおむね同様であり、方針を共同で策定することが効率的であるため、方針の策定を市長部局に委任するものであります。

なお、新たに方針を作成し、現行の運用を改めるものではなく、市長部局において既に策定済みの東大和市情報セキュリティポリシーに対し、市長部局、教育

委員会などの執行機関の適用の範囲、また、それぞれの所属職員の遵守すべき事項等を一部修正することにより、策定が義務づけられた方針として改めて位置づけ、法改正に対応するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらも特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

報告事項（４）東大和市障害者活躍推進計画の案に対する意見の伺いに対する回答について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告（４）東大和市障害者活躍推進計画の案に対する意見の伺いに対する回答についてご説明申し上げます。

本件は障害者の雇用の促進等に関する法律により、策定及び公表することが義務づけられた東大和市障害者活躍推進計画について、令和８年３月31日をもって期間が終了するため、令和８年２月24日付で市長部局から改定の案についての意見の照会があり、特段の意見がないものとして令和８年３月６日付で回答したことをご報告するものであります。

本計画は地方公共団体の任命権者ごとに策定することとされており、当市では各任命権者が計画策定に参画することにより東大和市長、東大和市議会議長、東大和市教育委員会との連名による計画とするものであります。

計画の素案は別紙のとおりとなりますが、計画の構成は第１章、概要、第２章、目標、第３章、具体的な取組について記載されており、計画の期間は令和８年度から令和17年度までの10年間とし、障害者雇用率を法定雇用率以上とするなどの目標が定められております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらは連名の計画ということでございます。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

では、改めて報告事項（５）東大和市特定事業主行動計画（第５期）の素案に対する意見の伺いに対する回答について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告（５）東大和市特定事業主行動計画（第５期）の素案に対する意見の伺いに対する回答についてご説明申し上げます。

本件は、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定することが義務付けられている東大和市特定事業主行動計画において、令和８年３月31日をもって第４期の計画期間が終了するため、第５期の計画の素案について、令和８年１月20日付で市長部局から意見の照会があり、特段の意見はないものとして令和８年２月16日付で回答したことをご報告するものであります。

本計画は東大和市長、東大和市議会議長、東大和市選挙管理委員会、東大和市代表監査委員及び東大和市教育委員会との連名による計画とするものであります。

第５期の計画の素案は別紙のとおりとなりますが、計画期間は令和８年度から令和17年度までの10年間、計画の構成は第１章、概要、第２章、目標、第３章が具体的な取組、第４章が女性の健康上の特性に配慮した取組、第５章がその他の取組、第６章が当市の現状について記載されており、出産支援休暇取得率や男性の育児休業の取得率などの目標を定め、目標を達成するための取組について定められているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらでも連名で策定するというので、それについては意見なしということで回答しましたということですが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（６）東大和市学校給食センター給食費取扱い要綱の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告事項（６）東大和市学校給食センター

給食費取扱い要綱の一部改正についてご説明いたします。

本件は、令和８年度から学校給食費の公会計化を実施することに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の１ページをご覧ください。

初めに、第１条は趣旨の規定であります。東大和市学校給食センター給食費に関する規則の改正に伴い、引用する条項の条ずれが生じたため、同条中「第９条」を「第１０条」に改めるものであります。

第３条は給食費の実施日数の規定であります。「実施日数」を規則の文言に合わせ、「実施基準日数」と改めるものであります。

次に、２ページをご覧ください。

第９条は日割り算定の期日の規定であります。現行の運用に合わせ文言を整理するものであります。

第１０条は年度末引き落とし後の還付についての規定、併せて３ページをご覧ください。

第１１条は年度末引き落とし後の未収金の規定であります。それぞれ公会計化に伴い、今後は東大和市会計事務規則に基づき事務を行うことから、各条文を削除するものであります。

第１２条は給食費の督促の規定であります。第１０条及び第１１条の削除に伴い、「第１２条」を「第１０条」と改め、その他公会計化に伴い所要の改正を行うものであります。

第１３条は日数計算の規定であります。第１０条及び第１１条の削除に伴い、「第１３条」を「第１１条」と改めるものであります。

第１４条は会計年度の規定であります。公会計化に伴い、条文を削除するものであります。

次に、４ページをご覧ください。

最後に附則であります。施行日を令和８年４月１日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

こちらよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、報告事項（７）東大和市学校給食保存食材料費負担金交付要綱の廃止について、本件の報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○加藤教育総務課長 それでは、その他報告（７）東大和市学校給食保存食材料費負担金交付要綱の廃止についてご説明いたします。

これまで学校給食センターでは、国が定めた大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、原材料及び調理済みの食品を食品ごとに超低温下で２週間以上保存し、事案に対応することとしております。

この学校給食の保存食用の材料費につきましては、保存食料費負担金として公費から私費会計の学校給食費に支出しておりました。令和８年度より公会計化となり、公費で保存用の食材料費を支出することから、負担金の交付が不要となるため、本要綱を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（８）令和８年度小・中学校入学式告辞について、本件の報告をお願いいたします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 それでは、その他報告（８）令和８年度小・中学校入学式告辞についてご説明申し上げます。

小・中学校入学式告辞につきましては、中学校では令和８年４月８日、小学校では４月９日に実施する入学式で使用する案となっております。

小学校では、内容のほうは元気な挨拶、中学校では心を込めた挨拶と自分たちがより良い学校をつくっていくという内容となっております。

なお、内容につきましては、これまで令和６年度、令和７年度において大きな変更は行ってきておりません。本日は委員の皆さまからご意見をいただきまして、修正した内容については教育長のご決裁をいただき、確定させていただければと

思います。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

今年度の入学式の中身と変わっていないということでございます。変わっていないことについて、もし何かあれば言っていただければと思いますし、または修正やこうしたほうがいいのかなどのご意見があればと思いますけれども、また、気づいたところを言っていただいて、また後ほど修正をかけられればかける、検討していくという形になりますでしょうかね。

○俵指導担当課長 事前にお送りしている部分もあるので、もしこの後ご意見等あればいただいて、修正して決裁するという流れでいければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 よろしくお願いいたします。

では、この場ではよろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（９）令和８年度教育委員会訪問の日程について、本件の報告をお願いいたします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 それでは、その他報告（９）令和８年度教育委員会訪問の日程についてご説明申し上げます。

訪問する学校につきましては、令和７年度に教育委員会訪問を実施していない学校が令和８年度の対象となります。資料でお示した日程で学校を訪問し、学校経営方針等の聞き取り、授業観察、給食を実施いたします。令和７年度に引き続きまして、授業観察を２単位時間分にして実施するとともに、子どもたちと一緒に給食を食べるよう計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。

では、またこの日時をご予定いただいて、給食も楽しみにしていただいて、もし何か教育委員会訪問でこんな取組というか、こういうことをちょっと入れ込み

たいとか、もっと授業を見たいとか、もし何かあればまたご意見いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告（10）東大和市立中学校拠点校方式による部活動実施要綱について、本件の報告をお願いいたします。

俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 それでは、その他報告（10）東大和市立中学校拠点校方式による部活動実施要綱についてご説明申し上げます。

本要綱は東大和市立中学校に在籍する生徒の文化及びスポーツにおける多様なニーズに応えるための体制整備に向けて、拠点校方式による部活動の実施に必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

拠点校方式による部活動、こちらは拠点校部活動というふうに呼ばせていただきますが、在籍校に生徒が参加を希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を在籍校以外の学校が受け入れる方式として設定しております。対象となる部活動につきましては、教員や拠点校指導員、部活動指導員、外部指導員等の外部人材の配置の状況を踏まえまして、教育委員会と市内の中学校長で協議の上、決定をしております。その他、入部・退部の手順や在籍校及び拠点校の連携などの項目を示しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 第2章のところに部活動がない場合に参加を希望する生徒を在籍校以外の学校が受け入れる方式というふうに書いてありますけれども、在籍している生徒さんには自分の学校の部活に一番に見えていただいて、それでほかの学校のそういう部活があるということの情報も生徒さんのほうには行くということですか。

○岡田教育長 俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 対象となる部活動は先ほども申しましたとおり、全ての部活動ができるような状態になるわけではなく、拠点校部活動として受け入れる種目については各学校長や指導員の配置状況を踏まえまして種目を決定して、その部活

動に関してはほかの学校の生徒がその拠点校部活動に参加できるというような仕組みを作っていきたいと考えております。

今後、そういった活動を増やしていくことによって子どもたちの様々なニーズに応えられるような種目を少しずつ増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岡田教育長 具体的にどこでとか、もし言えたら。

○俵指導担当課長 具体的に令和8年度に予定している拠点校の部活動につきましては、現在、拠点校としては女子ソフトボール部、硬式テニス部、サッカー部、ソフトテニス部を予定しております。また、これは段階的に増やしていくという方向で考えております。ラグビーについては今検討しているところです。

○岩田委員 その拠点校の部活の参加については、自転車で行っていいとかそういうところまで具体的に決まっているんですか。

○岡田教育長 お願いします。

○俵指導担当課長 拠点校の部活動については、自転車の同意書等を保護者から取ることによって利用が可能になる仕組みを取るものでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 石井委員。

○石井委員 今伺った部活動というのは、市内で1校しか、その学校しかしていないということですか。

○岡田教育長 俵指導担当課長。

○俵指導担当課長 例えばですが、女子ソフトボールは市内で1校しかないというような状況がございます。ソフトテニスにつきましては幾つかあるんですけども、受け入れてもらえる学校を指定して、ほかの学校から受け入れるような体制を整える。また、サッカーについては2拠点を今考えておりまして、2つあるところをほかの学校が受け入れるようなところを割り振りして、実施していくような形になると思っているところでございます。

以上でございます。

○岡田教育長 大丈夫ですか。

また、何か今後変更等、追加とかあればまたご報告はさせていただきますが、拠点校方式でやれる、子どもたちのできるだけ要望に応えていきたいということ

もあって、種目数など増やしていきたいというふうに思いますが、様々な課題もあって、指導者の問題や場所の問題もあるものですから、その年度、年度によって課題をクリアしていかなければいけないところというのが教員の異動の関係もあり、まだ追いついていない部分もあるかもしれません。そのようなことで今後変更になる可能性もありますが、現時点でお話しできるのは今お話があったとおりということでございますので、よろしくお願いいたします。

では、よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（11）東大和市立公民館用紙援助基準の一部改正について、本件の報告をお願いいたします。

廣瀬生涯学習課長。

○廣瀬生涯学習課長 それでは、その他報告（11）東大和市立公民館用紙援助基準の一部改正につきましてご説明申し上げます。

資料のその他報告（11）をご覧ください。

本基準は公民館を定期的に利用し活動している団体に対し、市民に有効な情報の提供を目的とした文書を印刷するために必要な用紙を援助することを目的とした基準でございます。

今回の改正は、令和7年4月1日付で組織改正があったことにより一部改正をしたものではございますが、本来、改正の事後の教育委員会定例会においてご報告すべきところのご報告を失念しており、今定例会においてご報告するものでございます。誠に申し訳ございません。

それでは、お手元の資料、その他報告（11）の東大和市立公民館用紙援助基準の新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページをご覧ください。

第4条は申請の規定であります、「用紙援助申請書（第1号様式）」を「用紙援助申請書」に改め、「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改めるものでございます。

第5条は決定の規定であります、「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改め、「用紙援助決定通知書（第2号様式）」を「用紙援助決定通知書」に改めるものであります。

2 ページをご覧ください。

第 6 条は報告の規定であります、「事業報告書（第 3 号様式）」を「事業報告書」に改め、「中央公民館長」を「生涯学習課長」に改めるものでございます。

第 7 条は補則の規定であります、「この基準に定めるもののほか、必要な様式その他の事項は教育長が別に定める。」を追加するものであります。

最後に附則であります、施行日を令和 7 年 4 月 1 日とするものであります。

説明は以上でございます。今後、同様の事態を招かぬよう注意して事務を実施してまいります。大変申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

こちらは特段よろしいですか。

（発言する者なし）

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（12）東大和市立図書館協議会からの答申について、本件の報告をお願いいたします。

浴中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、その他報告（12）東大和市立図書館協議会からの答申についてご説明申し上げます。

東大和市立図書館協議会は、図書館法及び東大和市立図書館協議会条例に基づき設置された図書館長の諮問機関であります。

それでは、資料をご覧ください。

冒頭は図書館協議会からの答申のかがみ文でございます。こちらにございまして、令和 7 年 7 月 17 日付大教教育図発第 2 号により図書館協議会に対して諮問をいたしました。その件につきまして、令和 8 年 2 月 18 日付で答申が寄せられました。こちらのかみ文にございまして、答申の骨子といたしましては、直営の下での司書の採用による持続的な図書館サービスの向上と充実した蔵書構成を維持するための新たな書庫の確保が提言の骨子となっております。

それでは、1 ページをお開きください。

1 ページはこれまでの図書館の経緯等をご説明しておりまして、中央図書館が開館する前に当時検討された答申に対して、設置された中央図書館は答申に述べられた内容を着実に実現しているということの総括がされております。

2 ページをご覧ください。

こちらに2つの大きな課題としまして、2 ページの上段にまず専門職の採用、それから、3 ページにお移りいただきまして、3 ページの上から2 行目のところに保存能力の向上という2 点のポイントが記載されてございます。

4 ページをご覧ください。

4 ページ以降はこれからの図書館ということで、これから中央図書館開館当初とはやはり時代がいろいろ変わっておりますので、今後の図書館の在り方について12項目にわたっていろいろな項目が記載されております。

最後に、9 ページ以降にまた再度総括といたしまして、これからの図書館を動かす職員と資料保存の重要性ということで再度まとめられております。こちらに記載の特にこれからの図書館の在り方については、理想論に関わる部分もあるかと思えますけれども、やはり開館40周年を超えて今後も図書館が引き続き魅力的な施設として運用していくために、こういったやはり既存の部分を私どもも確認して、この答申のエッセンスをこれからも生かしていきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 報告が終わりました。

ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了いたします。

田口教育部長。

○田口教育部長 第14号議案の際に石井委員から主幹教諭の関係のお話がありました。少しご説明をさせていただきたいと思います。

主幹教諭につきましては、学校教育法37条第9 項に規定がされておりました、全国的にも設置する義務がございます。業務としましては、主幹教諭は校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて公務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどるというふうな規定になってございます。ただ、全国的に必ず主幹教諭という名称かどうかというのは、それぞれの自治体によっても若干名称は違うような形でされているところもあるというふうには聞いてございます。

ただし、主幹教諭につきましては、絶対必須要件にはなっていないということでございます。東京都については設置してございますけれども、設置することが

できる規定というふうな形になっておりますので、法的に規定はございますけれども、必ず置かなければならないということの規定にはなっていないということでございますので、ご理解をいただければと思います。

大変恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

○岡田教育長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和8年第3回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田 博史

会議録署名委員

岩田 圭子